

原議保存期間	3年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
 各道府県警察(方面)本部長
 (参考送付先)
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁少発第81号、丁生企発第180号
 平成29年3月31日
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長

少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について

特殊詐欺対策については、「当面の特殊詐欺対策の推進について」(平成27年1月29日付け警察庁丙捜二発第4号ほか)等に基づき、諸般の取組を推進しているところであるが、平成28年における特殊詐欺の認知件数は前年より微増し、被害総額は2年連続で減少したものの、依然として高水準である。

また、受け子等として特殊詐欺に加担し検挙された少年は、前年より減少したものの検挙人員に占める少年の割合に大きな変化はない。

各都道府県警察においては、少年を特殊詐欺に加担させないため、下記事項に配意して、管内の情勢に応じた取組の推進に努められたい。

記

1 学校等との連携による少年の規範意識の向上

(1) 学校等との連携強化

学校警察連絡協議会やスクールサポーターの活動等を通じて、学校及び教育委員会(以下「学校等」という。)に対し、少年が特殊詐欺に加担している現状等について情報提供するとともに、非行防止教室等の開催、その他生徒の規範意識の向上に係る措置について協議するなど学校等との連携の強化を図ること。

(2) 少年の規範意識向上に向けた非行防止教室等の開催

学校等と連携して行う非行防止教室、生徒向けの講演会等において、生徒が安易に特殊詐欺に加担することのないよう、現金や書類等を受け取るだけで簡単に稼げるなどのアルバイトや、インターネット掲示板等の高額アルバイト勧誘の危険性、転売した携帯電話や通帳等が犯行ツールとして利用されている実態、軽はずみな行為が重大な犯罪に関与することになりかねないこと等について指導し、少年の規範意識の向上を図ること。

2 家庭における非行防止への取組促進

保護者会、保護者向けの講演会等を通じて、少年が特殊詐欺に加担している現状等について情報発信するとともに、前記1(2)の指導内容のほか、平素から親子のコミュニケーションを図り、子供のアルバイト先の把握、小遣い等の額にそぐわない高額な所持

品や子供の日常生活には不釣り合いな服装の確認等を着眼点とした非行防止に努めるよう指導し、家庭における非行防止への取組を促進するよう働きかけること。

また、少年相談は、非行少年等を早期に発見する重要な契機でもあることから、警察における少年相談活動の周知にも努めること。

3 無職少年に対する非行防止対策の推進

平成28年中に振り込め詐欺で検挙された少年の約半数を占める無職少年は、非行集団や非行グループに加入することにより、非行を誘発、助長されることが多いことから、就学・就労の支援や集団的不良交友関係に代わる居場所づくりを通じた非行防止対策に努めること。

4 広報啓発活動の推進

警視庁生活安全部が作成し各道府県警察に配布した少年を特殊詐欺に加担させないための広報DVDを非行防止教室、街頭や商業施設に設置されたスクリーン、インターネット等で活用するなど、効果的な広報啓発活動の推進に努めること。

5 部門間の連携

上記取組を推進するに当たり、特殊詐欺予防対策担当部門は、少年担当部門と情報を共有し、連携して、防犯講話、防犯メール、その他の広報啓発を通じて情報発信に努め、少年の特殊詐欺への加担の未然防止に努めること。